





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年11月7日(火) 第10148号

■ 目 次

~-3

規則

○群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (健康福祉課)

2

公 告

○開発工事の完了(建築課)

3

公安委員会規則

○群馬県道路交通法施行細則及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部 を改正する規則(交通企画課)

3

規 則

群馬県生活保護法施行細則 令和五年十一月七日 0 一部を改正する規則をここに公布する。 群馬県知事

Ш 本

太

群馬県生活保護法施行細則 原生活保護法施行細則(昭和二十八年群馬県規則第五十一号)の一部を次のよ群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

群馬県規則第六十号

うに改正する。

別記様式第四十八号及び別記様式第五十一号中

「住所又は居所 氏名 に改める。

「住所又は居所

天名

を 個人番号

1

附

則

この規則は、公布の日から施行する。

きは、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することが3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている用紙があると できる。 されたものとみなす。

活保護法施行細則(次項において「改正後の規則」という。)の規定により提出正前の規則」という。)の規定により提出されている書類は、改正後の群馬県生2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県生活保護法施行細則(次項において「改

2

■ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年11月7日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	沼田市栄町字栄町宅地北添210-1、210-2、210-3、210-4、210-5、甲211、211-2、212、213-1、214、215-1、228-2、228-5、229-3、229-6、210-1地先道路、214地先水路の一部、坊新田町字滝棚1060-1、1060-4、1060-5、1060-200	前橋市力丸町491-1 株式会社フレッセイ 代表取締役社長 早川 仁
2	利根郡川場村大字谷地字原3200、3201、3202、3203、3204、3205、3206、3207、3208、3209、3210-2、3080-4、3085-9、3086-8、大字門前字下宿原205-4(第一工区:利根郡川場村大字谷地字原3200、3201、3202、3203、3210-2)	利根郡川場村大字谷地2390番地2 川場村土地開発公社 理事長 宮内実

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する 規則をここに公布する。

令和5年11月7日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第9号

群馬県道路交通法施行細則及び群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正 する規則

(群馬県道路交通法施行細則の一部改正)

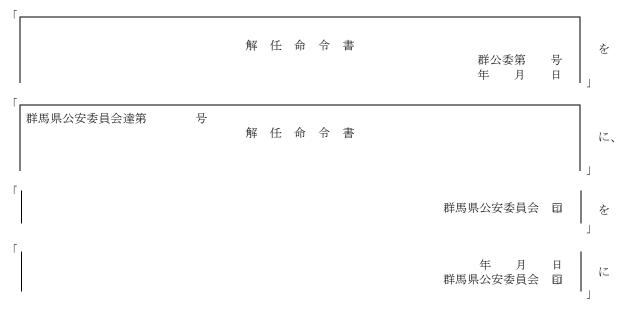
第1条 群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 第29条から第31条までを次のように改める。

(是正措置命令)

第29条 法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、別記様式第19の2の是正措置命令書を交付して行うものとする。

第30条及び第31条 削除

別記様式第19中



改め、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第19の2 (規格A4) (筆29条関係)

記様八男19の2(規	俗A4)	(弗乙	9 米渕	1余)								
群馬県公安委員会達	第 号											
		是	正	措	置	命	令	書				
(自動車の使用者) 住 所												
殿												
										年 月	日	
群馬県公安委員会 国 道路交通法第74条の3第8項の規定により、是正のために必要な措置をとるべきことを下記の理由に より命ずる。												
是正のために 必要な措置												
理由												

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、群馬 県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 3月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりま す。)。

また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において 群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(な お、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を 経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、そ の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起す ることができます。

_______第10148号

(群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年群馬県公安委員会規則第8 号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(自動車運転代行業者に対する是正措置命令)

第5条の2 読替え後の道路交通法第74条の3第8項の規定による是正措置命令は、是正措置命令書(別記様式第5号の2)を交付して行うものとする。

別記様式第5号の次に次の1様式を加える。

別記様式第5号の2 (規格A4) (第5条の2関係)

群馬県公安委員会達第 묽 措 是 正 置 命 令 書 (自動車運転代行業者名) 住所 殿 年 月 日 群馬県公安委員会 印 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項により読み替えて適用する道路交通法第 74条の3第8項の規定により、是正のために必要な措置をとるべきことを下記の理由により命ずる。 正のため に 是 必 要 な 措 置 理 由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毎週火、金曜日発行

群 馬 県 発 行

> 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111